

公立病院改革プランの概要

団 体 名		厚岸町					
プ ラ ン の 名 称		町立厚岸病院改革プラン					
策 定 日		平成 21 年 3 月 6 日					
対 象 期 間		平成 21 年度 ~ 平成 25 年度					
病院の現状	病 院 名	町立厚岸病院					
	所 在 地	厚岸町住の江1丁目1番地					
	病 床 数	98床					
	診 療 科 目	内科、外科、小児科、整形外科、脳神経外科					
公立病院として今後果たすべき役割(概要)		<p>現在、内科・外科・小児科・整形外科・脳神経外科の5科の診療科目を持って診療を行っているが、患者の健康問題をはじめの段階で判断をし、継続的に家族や地域社会の背景を把握しながら治療にあたる「かかりつけ医」が中心となった総合診療体制(内科・外科・小児科)を基本として、地域における医療の提供を進める。</p> <p>また、厚岸郡(厚岸町・浜中町)には、医院、診療所が3ヶ所あるが、唯一の病院として、不採算と言われる救急医療をはじめ、保健・予防・リハビリテーション・小児医療・透析などの高度専門医療を担っており、病院事業会計への一般会計からの明確な負担の中で、民間医療機関による提供が困難な医療を含め、北海道が提起している1.5次医療の提供を進める。</p>					
一般会計における経費負担の考え方(繰出基準の概要)		<p>公的病院運営には、地方公営企業法が適用され、不採算な医療を行う項目に限って、町は国の財政支援を受け、一般会計から病院事業会計に経費の繰り入れがされている。</p> <p>一般会計では、独自の2度にわたる町立厚岸病院の経営改革の取り組みに対し、平成18・19年度の2ヶ年をかけた病院経営不採算部門への経費負担のあり方を検討した。</p> <p>病院事業会計への一般会計負担項目は、次のとおりとなり、</p> <p>収益的収支関係 企業債利子、救急医療対策経費、不採算地区病院対策経費(高度医療、へき地医療、リハビリテーション医療、小児医療等)、保健衛生行政事務に要する経費、医療技術員確保等に要する経費、共済組合追加費用等の負担に要する経費、児童手当に要する経費、院内保育所の運営に要する経費、病院改革プラン策定経費</p> <p>資本的収支関係 企業債元金、建設改良費</p> <p>病院改革プランにおいては、この一般会計と病院会計間で整理をした負担の考え方を継承する。</p>					
経営効率化に係る計画	財務に係る数値目標(主なもの)	19年度実績	20年度	21年度	22年度	23年度	備考
	経常収支比率	104.8	100.2	100.1	100.5	100.9	
	職員給与費比率	60.2	65.9	69.2	68.3	68.3	
	病床利用率	70.5	62.2	61.2	70.5	70.5	H22年度から病床数88
	累積欠損金比率	84.8	87.5	89.2	87.4	86.3	
	不良債務比率	25.9	20.2	12.7	5.0	-	
	うち財政健全化法施行令に係る資金不足比率	16.8	11.0	3.3	-	-	
	材料費比率	15.3	14.9	15.5	15.3	15.3	
	うち薬品費比率	8.3	7.8	8.3	8.2	8.2	
	医業収支比率	96.3	90.6	89.0	89.5	89.5	
上記目標数値設定の考え方		<p>単年度収支の均衡を図り、平成23年度までに不良債務を解消する。任意項目は、医療提供の内容を反映し患者単価に直接結びつく指標を選択した。</p>					

				団体名 (病院名)	町立厚岸病院		
公立病院としての医療機能に係る数値目標(主なもの)	19年度実績	20年度	21年度	22年度	23年度	備考	
	外来患者数(1日平均)	256人	255人	250人	250人	250人	
	入院患者数(1日平均)	69人	60人	60人	62人	62人	
経営効率化に係る計画	数値目標達成に向けての具体的な取組及び実施時期	民間的経営手法の導入	民間委託可能な部門は、業務委託済み (医事業務、給食業務、清掃業務、夜間受付等警備業務)				
		事業規模・形態の見直し	平成19年度まで一般病床56床、療養病床は医療型23床・介護型19床の42床、計98床を有したが、平成20年度に療養病床介護型を廃止し、全て医療型に転換した。				
		経費削減・抑制対策	人件費関係の見直し ・ 職員給与の削減継続 ・ 退職者等不補充及び定員管理の厳格化等 業務委託(アウトソーシング)の強化・推進 薬品及び診療材料費の削減 病院管理経費の見直し(光熱水費・燃料費・印刷費等) その他経費の削減				
		収入増加・確保対策	外来及び入院医業収益の確保 入院薬剤指導による管理加算料の確保 医療画像保管・遠隔画像診断システム導入画像加算料の確保 新たな専門外来等による増収 ・ リハビリテーション医療施設基準の変更に伴い増収 ・ 介護保険訪問リハビリ実施に伴う増収 その他医業収益の確保 ・ 入所リハビリ実施に伴う増収				
	その他						
各年度の収支計画		別紙1のとおり					
その他の特記事項	病床利用率の状況	17年度	66.3%	18年度	73.0%	19年度	70.5%
	病床利用率の状況を踏まえた病床数等の抜本見直し、施設の増改築計画の状況等	平成22年度までに町の介護保険事業計画における特別養護老人ホーム及びショートステイ増床計画との調整を行い、医療療養病床の見直し、病床利用の効率化を進める。(医療療養病床: 42床 32床) 一般病床数については、再編・ネットワーク化計画の検討に併せて、平成22年度以降に検討する。					

		団体名 (病院名)	町立厚岸病院
再編・ネットワーク化に係る計画	二次医療圏内の公立病院等配置の現況	当院が所在する釧路医療圏には下記の4つの公立病院が開設されている。 市立釧路総合病院 647床 市立釧路阿寒病院 35床 町立厚岸病院 98床 町立標茶病院 85床	
	都道府県医療計画等における今後の方向性	北海道が策定した「自治体病院等広域化・連携構想」(平成20年1月)においては、次のとおり方向性が示されている。 町立厚岸病院は不良債務を有しており、中核的な病院との連携のもとに、規模の適正化を検討する必要があると考えます。	
	再編・ネットワーク化計画の概要及び当該病院における対応計画の概要 (注) 1 詳細は別紙添付 2 具体的な計画が未定の場合は、検討・協議の方向性、検討・協議体制、検討・協議のスケジュール、結論を取りまとめる時期を明記すること。	<時期> 平成20年7月 平成22年3月	<内容> 釧路圏の8市町村、4自治体病院及び北海道により、「自治体病院等広域化・連携構想に係る釧路地域検討会議」を設立。 上記「自治体病院等広域化・連携構想」に示された方向性を踏まえ、上記検討会議において検討・協議を行い、結論を得る。 このほか、厚岸郡(厚岸町・浜中町)の医療体制についても、両町間で協議を進め、平成23年度まで取りまとめる。
経営形態見直しに係る計画	経営形態の現況 (該当箇所に☑を記入)	<input checked="" type="checkbox"/> 公営企業法財務適用 <input type="checkbox"/> 公営企業法全部適用 <input type="checkbox"/> 地方独立行政法人 <input type="checkbox"/> 指定管理者制度 <input type="checkbox"/> 一部事務組合・広域連合	
	経営形態の見直し(検討)の方向性 (該当箇所に☑を記入、検討中の場合は複数可)	<input checked="" type="checkbox"/> 公営企業法全部適用 <input type="checkbox"/> 地方独立行政法人 <input type="checkbox"/> 指定管理者制度 <input type="checkbox"/> 民間譲渡 <input type="checkbox"/> 診療所化 <input type="checkbox"/> 老健施設など、医療機関以外の事業形態への移行	
	経営形態見直し計画の概要 (注) 1 詳細は別紙添付 2 具体的な計画が未定の場合は、検討・協議の方向性、検討・協議体制、検討・協議のスケジュール、結論を取りまとめる時期を明記すること。	<時期> 平成23年度 ～平成25年度	<内容> 経営の効率化により不良債務が平成22年度までで解消する予定であることから、平成23年度から平成25年度にかけて、今後病院として想定される地方公営企業法の全部適用の検討を「厚岸町公立病院改革プラン策定委員会」において進める。 なお、病院事業として経営改革を行う上で、組織・人事・財務の面で権限の強化という経営責任が明確となる公営企業法の全部適用の移行は必須項目であると考えます。
点検・評価・公表等	点検・評価・公表等の体制(委員会等を設置する場合その概要)	「厚岸町公立病院改革プラン策定委員会(院内委員会)」で点検・評価を行った後、「町立厚岸病院運営委員会(識見を有する15人の委員)」に諮問し、審議を経て、議会に報告するとともに、町広報誌、町ホームページ及び報道機関に公表、住民が必要としている病院の医療機能の状況を明らかにして意見等の聴取をする。	
	点検・評価の時期(毎年 月 頃等)	年1回	
その他特記事項		遅くとも2年間を経過した時点で、病院改革プランで掲げた経営指標にかかる数値目標の達成が著しく困難であると認めるときは、病院改革プランの見直しを行う。	

(別紙)

団体名
(病院名)

町立厚岸病院

1. 収支計画 (収益的収支)

(単位:百万円、%)

区分		年度					
		18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(見込)	21年度	22年度	23年度
収 入	1. 医 業 収 益 a	1,111	1,129	1,090	1,069	1,083	1,083
	(1) 料 金 収 入	935	939	904	880	894	894
	(2) そ の 他	176	189	186	189	189	189
	うち他会計負担金	125	133	132	132	132	132
	2. 医 業 外 収 益	197	210	218	231	227	227
	(1) 他会計負担金・補助金	189	202	209	212	208	208
	(2) 国 (県) 補 助 金						
	(3) そ の 他	8	8	9	19	19	19
	経 常 収 益 (A)	1,308	1,339	1,308	1,300	1,310	1,310
	支 出	1. 医 業 費 用 b	1,168	1,172	1,203	1,201	1,210
(1) 職 員 給 与 費 c		666	680	719	739	739	739
(2) 材 料 費		177	173	163	165	165	165
(3) 経 費		248	255	255	232	236	236
(4) 減 価 償 却 費		70	56	55	54	59	59
(5) そ の 他		7	8	11	11	11	11
2. 医 業 外 費 用		109	105	102	98	94	88
(1) 支 払 利 息		88	85	81	78	74	68
(2) そ の 他		21	20	21	20	20	20
経 常 費 用 (B)		1,277	1,278	1,305	1,299	1,304	1,298
経 常 損 益 (A) - (B) (C)		31	61	3	1	6	12
特 別 損 益	1. 特 別 利 益 (D)						
	2. 特 別 損 失 (E)						
	特 別 損 益 (D) - (E) (F)	0	0	0	0	0	0
純 損 益 (C) + (F)		31	61	3	1	6	12
累 積 欠 損 金 (G)		1,018	957	954	953	947	935
不 良 債 務	流 動 資 産 (ア)	301	252	269	239	240	243
	流 動 負 債 (イ)	722	545	489	374	294	214
	うち一時借入金	660	460	390	290	210	130
	翌年度繰越財源(ウ)						
	当年度同意等債で未借入 又は未発行の額 (I)						
差引 不 良 債 務 (オ)	{(イ)-(I)} - {(ア)-(ウ)}	421	292	220	135	54	-
単 年 度 資 金 不 足 額 ()		-108	-129	-72	-85	-81	-
経 常 収 支 比 率 $\frac{(A)}{(B)} \times 100$		102.4	104.8	100.2	100.1	100.5	100.9
不 良 債 務 比 率 $\frac{(オ)}{a} \times 100$		37.9	25.9	20.2	12.7	5.0	-
医 業 収 支 比 率 $\frac{a}{b} \times 100$		95.1	96.3	90.6	89.0	89.5	89.5
職 員 給 与 費 対 医 業 収 益 比 率 $\frac{(c)}{(a)} \times 100$		59.9	60.2	65.9	69.2	68.3	68.3
地方財政法施行令第19条第1項 により算定した資金の不足額 (H)		421	292	220	135	54	-
地方財政法上の資金不足の割合 $\frac{(H)}{a} \times 100$		37.9	25.9	20.2	12.7	5.0	-
地方公共団体の財政の健全化に関する法律上の 資金不足比率		28.9	16.8	11.0	3.3	-	-
病 床 利 用 率		73.0	70.5	62.2	61.2	70.5	70.5

() N年度における単年度資金不足額については、次の算式により算出すること。

「N年度 単年度資金不足額」= (「N年度の不良債務額」- 「N-1年度の不良債務額」)

・不良債務額が負の数となる場合(不良債務が発生しない場合)においても負の数で上記単年度資金不足額を算出すること
例)「22年度単年度資金不足額 30百万円」= (「22年度不良債務額 20百万円」- 「21年度不良債務額10百万円」)

団体名 (病院名)	町立厚岸病院
--------------	--------

2. 収支計画(資本的収支)

(単位:百万円、%)

年度		年度					
		18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(見込)	21年度	22年度	23年度
区分	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
収 入	1. 企業債						
	2. 他会計出資金						
	3. 他会計負担金	94	94	99	126	103	107
	4. 他会計借入金						
	5. 他会計補助金						
	6. 国(県)補助金	15	41	62	40	23	23
	7. その他			3			
	収入計(a)	109	135	164	166	126	130
	うち翌年度へ繰り越される 支出の財源充当額(b)						
	前年度許可債で当年度借入分(c)						
純計(a) - {(b) + (c)} (A)	109	135	164	166	126	130	
支 出	1. 建設改良費	18	41	70	68	25	25
	2. 企業債償還金	92	94	94	98	101	105
	3. 他会計長期借入金返還金						
	4. その他						
	支出計(B)	110	135	164	166	126	130
差引不足額(B) - (A) (C)	1	0	0	0	0	0	
補 て ん 財 源	1. 損益勘定留保資金						
	2. 利益剰余金処分額						
	3. 繰越工事資金						
	4. その他	1					
計(D)	1	0	0	0	0	0	
補てん財源不足額(C) - (D) (E)	0	0	0	0	0	0	
当年度同意等債で未借入 又は未発行の額(F)							
実質財源不足額(E) - (F)	0	0	0	0	0	0	

- 複数の病院を有する事業にあっては、合計表のほか、別途、病院ごとの計画を作成すること。
- 金額の単位は適宜変更することも可能。(例)千円単位。

3. 一般会計等からの繰入金の見通し

(単位:千円)

	18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(見込)	21年度	22年度	23年度
収益的収支	(43,245) 313,814	(59,613) 335,116	(87,285) 339,554	(98,511) 343,989	(86,400) 340,300	(86,200) 340,300
資本的収支	(31,506) 93,665	(31,389) 94,151	(31,420) 98,658	(32,585) 124,793	(33,800) 103,500	(35,000) 107,300
合計	(74,751) 407,479	(91,002) 429,267	(118,705) 438,212	(131,096) 468,782	(120,200) 443,800	(121,200) 447,600

(注)

- ()内はうち基準外繰入金額を記入すること。
- 「基準外繰入金」とは、「地方公営企業繰出金について」(総務省自治財政局長通知)に基づき他会計から公営企業会計へ繰り入れられる繰入金以外の繰入金をいうものであること。